

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

「お客様をはじめとする皆様から信頼される企業でありつづける」ために、経営の透明性・健全性を一層高めることや、法令等の遵守、適時適切な情報開示等を通じて、コーポレートガバナンスの強化・充実に努めております。

上記の基本的な考え方に基づき、以下の方針を定め、コーポレートガバナンス・コードの各原則に取り組み、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指します。

- (1) 株主の権利を尊重し、平等性を確保いたします。
- (2) 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働いたします。
- (3) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保いたします。
- (4) 取締役会の役割・責務を適切に遂行し、高度な監督機能と意思決定機能の確保に努めます。
- (5) 当社の持続的な成長や中長期的な企業価値向上の観点から、株主と建設的な対話を行います。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コーポレートガバナンス・コードの各原則について、すべて実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 - 4】

< 方針 >

様々なステークホルダーとの信頼関係を構築しながら、中長期的な視点で企業価値の向上を図っていくため、相手企業との取引関係維持や連携強化、地域社会との関係維持等を目的として、政策保有株式を取得・保有いたします。

政策保有株式については、保有目的のほか、配当利回り等の経済合理性の観点を踏まえて、毎年取締役会において、個別の銘柄ごとに保有の適否を検証します。

その結果、保有が適切でないと判断された銘柄については、当社の財務や市場に対する影響等を総合的に考慮のうえ、順次売却を推進します。

< 議決権行使基準 >

政策保有株式の議決権行使にあたっては、議案の内容を検討し、投資先企業の中長期的な企業価値向上に資するか否かという観点から、議案への賛否を総合的に判断し、行使いたします。

投資先企業の企業価値に悪影響を及ぼす場合や、投資先企業においてコーポレートガバナンス上の懸念事項が生じている場合等には、特に慎重な判断を行うこととします。

【原則1 - 7】

当社の取締役や主要株主等との取引を行う場合には、法令等の定めや当該取引の重要性等に従い、適宜、取締役会において取引の承認又は報告を通じた監視を実施いたします。

【原則2 - 6】

当社グループは、従業員への年金給付を将来にわたり確実に行うため、リスク全般の管理に重点を置きつつ、必要とされる総合収益を確保することを目的に運用しており、運用機関から意見を聴取したうえで、中長期的な観点から年金資産の構成割合を策定しております。

また、運用機関に対しては、資産の運用に関する基本方針及び運用指針を交付し、その方針等に従った運用を行っているか否かを定期的にモニタリングしております。これらの活動を適切に実施することができるよう、運用担当部署では、年金運用セミナーへの出席等を通じて専門性を高めることに努めております。

【原則3 - 1】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の経営理念や経営計画等については、当社ホームページ(<https://www.hankyu-hanshin.co.jp/>)において公表しております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

(3) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(手続きも含む。)

1 基本方針

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本方針において同じ。)の報酬については、企業価値及び業績の向上に対する意欲を一層高めるとともに、株主価値の向上に対するインセンティブを働かせることができる報酬体系とし、その役位及び職責に対して支給される固定報酬である金銭報酬と、会長及び社長の職にある者に支給される信託を用いた業績連動型株式報酬とから構成します。

2 固定報酬の決定に関する方針(付与時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

取締役の固定報酬である金銭報酬は、役位及び職責に応じて決定し、月毎に支払うものとします。

3 業績連動型株式報酬の内容及び算定方法の決定に関する方針(付与時期又は条件の決定に関する方針並びに個人別の報酬等の内容の決定に関する重要な事項を含む。)

業績連動型株式報酬に係る指標は、株主価値向上に対するインセンティブを一層高めるため、事業年度の最終損益であり、株主還元

基礎となる「親会社株主に帰属する当期純利益」を採用します。

また、業績連動型株式報酬は、業績指標に役位に応じた係数を乗じた額から金銭で支給される固定報酬を差し引いて得られる額を基準株価(注1)で除して、ポイント(小数点以下四捨五入)を算定し、これを毎年6月に付与するものとします。付与ポイントは毎年累積され、累積された付与ポイント数は、支給対象となる取締役の退任後に、1ポイントにつき当社普通株式1株として換算して、当該取締役に支給されるものとします。

(注1)基準株価は、業績連動型株式報酬の対象となる役位に就任した日の終値(業績連動型株式報酬の導入日である2019年

6月13日までに対象取締役が当該役位に就任している場合には、導入日の終値)

なお、業績連動型株式報酬制度では、株式交付等を受ける権利(受益権)確定前に、支給対象となる取締役に、取締役としての職務に関して重大な違反があった場合その他一定の事由に該当する場合には、受益権を付与しないマリス条項を設定します。

4 報酬等の種類別の割合の決定に関する方針

取締役のうち、会長及び社長の職にある者に対する報酬等の種類別の割合は、上記3記載の業績連動型株式報酬に関する算定方法に基づき、業績に応じて変動する仕組みとします。その他の取締役の報酬等は、固定報酬のみで構成します。

5 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

各事業年度の取締役の個人別の報酬等のうち、固定報酬については、代表取締役会長(欠員又は事故があるときは、代表取締役社長)及び当社から独立した立場にある社外取締役で構成する報酬委員会において、予め報酬制度及び内容について諮問したうえで、取締役会において報酬配分を代表取締役会長(欠員又は事故があるときは、代表取締役社長)に委任することとします。なお、業績連動型株式報酬については、取締役会が定める株式交付規程に基づき、その内容が決定されるものとします。

(4) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の選解任及び監査等委員である取締役の選任を行うにあたっての方針と手続

<取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本方針において同じ。)の選解任方針>

当社グループの事業に精通した適切な人材を取締役として選任するとともに、阪急阪神東宝グループの連携強化のため、エイチ・ツー・オーリテイリング株式会社及び東宝株式会社からも取締役を選任いたします。さらに、グループ経営に対する監視・監督機能の強化と意思決定の質の向上を図るため、当社から独立した立場にあり、かつ、豊富な経験と知見を有する複数の社外取締役を選任いたします。

また、取締役の職務執行に不正又は重大な法令違反若しくは定款違反等があった場合は、解任いたします。

<監査等委員である取締役の選任方針>

監査等委員会監査の実効性及び効率性を確保するため、常勤の監査等委員である社内取締役と複数の監査等委員である社外取締役を選任いたします。監査等委員である社内取締役については、財務・会計・法令等に関する適切な知見や事業分野における豊富な経験を有する者等適切な人材を、監査等委員である社外取締役については、当社から独立した立場にあり、かつ、豊富な経験と専門的知見を有する者を、それぞれ選任いたします。

<手続>

上記方針に基づき、代表取締役、常勤監査等委員及び当社から独立した立場にある社外取締役で構成する企業統治委員会において、予め上記の選解任について諮問したうえで、取締役会・株主総会において決議いたします。なお、監査等委員である取締役候補者については、予め監査等委員会において決議いたします。

(5) 個々の選解任・指名についての説明

当社ホームページに掲載しております「定時株主総会招集ご通知」に個人別の経歴等を示しております。

[補充原則4 - 1 - 1]

取締役会は、取締役会が定める規則及び基準に基づき、法令、定款に定められた事項の承認のほか、当社及び当社グループの経営方針、経営戦略等に関わる事項や各コア事業の中期・年度経営計画等につき承認いたします。そのほか、グループ会社における重要投資案件等について適時グループ会社から報告を求めることで、グループ経営の監督を実施いたします。

[原則4 - 9]

社外取締役の独立性の判断基準は以下のとおりです。

<独立性の判断基準>

当社の社外取締役が独立性を有すると判断するためには、以下のいずれの項目にも該当しないことを要件とする。

- 1 当社の主要な株主(総議決権の10%以上の議決権を保有するもの)の業務執行者(注1)
- 2 当社を主要な取引先とする者の業務執行者又は当社の主要な取引先の業務執行者(注2)
- 3 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(注3)を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
- 4 最近において次の(1)から(3)までのいずれかに該当していた者(注4)
 - (1) 1、2又は3に掲げる者
 - (2) 当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
 - (3) 当社の兄弟会社の業務執行者
- 5 次の(1)から(5)までのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く。)(注5)の近親者(二親等以内)
 - (1) 1から4までに掲げる者
 - (2) 当社の子会社の業務執行者
 - (3) 当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
 - (4) 当社の兄弟会社の業務執行者
 - (5) 最近において前(2)又は当社の業務執行者に該当していた者
- 6 阪急阪神東宝グループの業務執行者

(注1)業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人をいう。

(注2)主要な取引先とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

当社又は中核会社(阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社、阪急阪神不動産株式会社、株式会社阪急交通社、株式会社阪急阪神エクスプレス、株式会社阪急阪神ホテルズ)から当該取引先の直近事業年度における年間連結総売上上の2%以上の支払を受けていた者

当社又は当社の中核会社に対して、当社の直近事業年度における年間連結総売上上の2%以上の支払を行っていた者

・にかかわらず、当社が借入を行っている金融機関については、当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性のない程度に依存している者

(注3)多額の金銭その他の財産とは、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産をいう。

(注4)「最近において次の(1)から(3)までのいずれかに該当していた」場合とは、実質的に現在(1)から(3)までに掲げる事由に該当している者と同視できるような場合をいい、例えば、当該独立役員を社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において、(1)から(3)までのいずれかに該当していた場合等が含まれる。

[補充原則4 - 11 - 1]

原則3 - 1(4)に記載のとおりです。

【補充原則4 - 11 - 2】

取締役の兼任状況は、株主総会招集通知及び有価証券報告書にて開示しております。

【補充原則4 - 11 - 3】

2019年度におきまして、取締役会を10回開催し、当社及び当社グループの経営方針、経営戦略等に関わる事項や各コア事業の経営計画等について承認したほか、適時その進捗状況に関する報告を求めました。また、長期ビジョンの実現に向け競争力の強化を図る事業の現況及び課題に関する説明を実施したほか、鉄道事業の安全に関わる現場視察の機会を提供するなど、社外役員の事業理解に資する情報提供の充実を図りました。

2019年度の実効性に関し、取締役会の構成及び運営等の妥当性について全役員にアンケートを実施し、その結果を取締役に報告のうえヒアリングを実施したところ、取締役会は、概ね適切に運営されており、実効性は確保されているとの評価を得ております。一方で、中期経営計画をはじめとする付議案件の審議のさらなる活性化について提言がなされました。

本評価を踏まえ、取締役会のさらなる監督機能及び意思決定機能の向上を図るための検討を進めてまいります。

【補充原則4 - 14 - 2】

社外取締役を除く取締役については、取締役が求められる役割を適切に果たすために必要な研修を実施するほか、各種研修、セミナー等を案内し費用負担することでトレーニングの機会を提供いたします。なお、社外取締役については、企業統治委員会等において、当社グループの事業、財務、組織等に関する情報の提供を行います。

【原則5 - 1】

株主との対話については、グループ経営企画室が担当し、同室を管掌する執行役員がIR活動全般を統括いたします。

グループ経営企画室には専任のIR担当者を置き、財務・経理部門、総務・法務部門、広報部門と定期的に情報共有を行うこと等を通じて、連携してIR活動を推進いたします。

株主に対しては、当社ホームページによる情報開示や定期的な機関投資家向け説明会の開催等、当社の事業戦略や財務方針等に関する理解を深めていただくような活動を実施いたします。また、株主との対話（面談）についてはIR担当者が行いますが、株主の所有株式数や関心事項等を勘案し、必要に応じて担当執行役員が面談いたします。

株主や機関投資家等から寄せられた意見や質疑応答の内容については、適宜、IR担当者が報告書を作成し、経営陣へのフィードバックを図ります。

株主との対話にあたっては、当社の持続的な成長や中長期的な企業価値向上に関する内容を主要テーマとするほか、決算発表前にサイレント期間を設けて対話を制限する等により、インサイダー情報の管理に留意いたします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	15,230,000	6.25
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	12,130,400	4.98
日本生命保険相互会社	5,224,391	2.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	5,142,900	2.11
エイチ・ツー・オーリテイリング株式会社	4,207,473	1.73
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	3,985,263	1.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7)	3,911,900	1.60
JP MORGAN CHASE BANK 385151	3,836,537	1.57
株式会社三井住友銀行	3,581,883	1.47
GOVERNMENT OF NORWAY	3,172,388	1.30

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

・大株主の状況は、2020年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しています。

・当社は、2020年3月31日時点において、自己株式10,509,846株を保有していますが、上記の大株主の状況から除いています。

・2016年6月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ブラックロック・ジャパン株式会社並びにその共同保有者であるブラックロック・インベストメント・マネジメント・エルエルシー、ブラックロック・ライフ・リミテッド、ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド、ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ、ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ、及びブラックロック・インベストメント・マネジメント(ユーケー)リミテッドが2016年5月31日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりです。

【氏名又は名称(所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合)】

ブラックロック・ジャパン株式会社(19,632千株、1.54%)

ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エルエルシー (1,291千株、0.10%)
 ブラックロック・ライフ・リミテッド (3,279千株、0.26%)
 ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド (4,466千株、0.35%)
 ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ (14,152千株、1.11%)
 ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ・ (18,346千株、1.44%)
 ブラックロック・インベストメント・マネジメント (ユーケー) リミテッド (2,445千株、0.19%)
 < 合計63,612千株、5.00% >

(注) 当社は、2016年8月1日を効力発生日とする株式併合 (普通株式5株を1株に併合) を実施しましたが、上記の所有株式数は、株式併合前の株式数にて記載しています。

・2017年3月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社三菱東京UFJ銀行並びにその共同保有者である三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ国際投信株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が2017年3月13日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりです。

【氏名又は名称 (所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合)】

株式会社三菱東京UFJ銀行 (2,238千株、0.88%)
 三菱UFJ信託銀行株式会社 (9,385千株、3.69%)
 三菱UFJ国際投信株式会社 (824千株、0.32%)
 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 (274千株、0.11%)
 < 合計12,721千株、5.00% >

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、2018年4月1日付で株式会社三菱UFJ銀行に商号を変更しております。

・2019年1月9日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友信託銀行株式会社並びにその共同保有者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及び日興アセットマネジメント株式会社が2018年12月31日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりです。

【氏名又は名称 (所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合)】

三井住友信託銀行株式会社 (1,366千株、0.54%)
 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 (8,803千株、3.46%)
 日興アセットマネジメント株式会社 (2,623千株、1.03%)
 < 合計12,793千株、5.03% >

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	陸運業
直前事業年度末における (連結) 従業員数	1000人以上
直前事業年度における (連結) 売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

親会社や上場子会社等、コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
井上 礼之	他の会社の出身者											
遠藤 典子	学者											
鶴 由貴	弁護士											
石井 淳蔵	学者											
小見山 道有	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井上 礼之		○	――	ダイキン工業株式会社の代表取締役を長年務められ、また、公益社団法人関西経済連合会の副会長も務めていることから、豊富な経営経験や財界人の視点からのご意見が期待できるため、社外取締役として選任し、かつ、独立役員として指定しております。 なお、同氏は、証券取引所が定める独立性の要件を踏まえ当社が定める独立性の判断基準において問題とされうる事項はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはありません。

遠藤 典子		○	——	公共政策研究を通じて培った豊富な経験・知見に基づくご意見が期待できるため、社外取締役として選任し、かつ、独立役員として指定しております。 なお、同氏は、証券取引所が定める独立性の要件を踏まえ当社が定める独立性の判断基準において問題とされうる事項はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはありません。
鶴 由貴		○	——	現在、弁護士として活躍されていることから、特にコンプライアンス経営の確保の観点からのご意見が期待できるため、社外取締役として選任し、かつ、独立役員として指定しております。 なお、同氏は、証券取引所が定める独立性の要件を踏まえ当社が定める独立性の判断基準において問題とされうる事項はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはありません。
石井 淳蔵	○	○	——	神戸大学大学院経営学研究科教授や流通科学大学学長等を歴任され、経営学の専門家としての高い見識に基づいたご意見が期待できるため、社外取締役として選任し、かつ、独立役員として指定しております。 なお、同氏は、証券取引所が定める独立性の要件を踏まえ当社が定める独立性の判断基準において問題とされうる事項はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはありません。
小見山 道有	○	○	——	神戸地方検察庁検事正等の要職を歴任された法曹であり、現在は弁護士として活躍されていることから、特にコンプライアンス経営の確保の観点からの意見が期待できるため、社外取締役として選任し、かつ、独立役員として指定しております。 なお、同氏は、証券取引所が定める独立性の要件を踏まえ当社が定める独立性の判断基準において問題とされうる事項はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはありません。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助する体制として専任スタッフを配置するとともに、当該専任スタッフの独立性を確保するため、その異動、評価等に関しては、監査等委員と事前に協議を行うこととしています。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員は、内部監査部門であるグループ監査室の監査計画・監査結果を適時閲覧するほか、同室から当社及び子会社を対象とした内部監査活動(内部通報制度の運用状況を含む。)について定期的にかつ適時に報告を受けます。また、会計監査人から監査状況について定期的に報告を受けるとともに、適宜、当社及び子会社を対象とした会計監査人の往査に立ち会います。

内部監査部門は、上記の監査等委員に対する報告を行うほか、会計監査人と定期的な会合等を行い、情報共有・意見交換を行います。

さらに、監査等委員及び内部監査部門は、リスク管理担当部署から、当社及び子会社における、内部統制の構築・運用状況(リスク管理の実施状況及びコンプライアンス経営の推進状況を含む。)について定期的に報告を受けるなど、内部統制部門との連携を深め、その機能強化を図っていきます。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	企業統治委員会	9	0	4	5	0	0	なし
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	6	0	1	5	0	0	なし

補足説明

企業統治委員会は、指名委員会に相当する機能を担う任意の委員会であり、代表取締役(3名)、常勤の監査等委員(1名)及び当社から独立した立場にある社外取締役(5名)で構成いたします。

報酬委員会は、代表取締役会長(1名)及び当社から独立した立場にある社外取締役(5名)で構成いたします。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外取締役を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明 更新

業績連動報酬制度の内容は、本報告書の 1.「基本的な考え方」【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】【原則3-1】(3)「取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(手続きも含む。)」に記載のとおりです。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社の前事業年度に係る取締役及び監査役の報酬は、以下のとおりです。

社内・社外別にその総額を開示しております。

【取締役】取締役(社外取締役を除く.):141百万円、社外取締役:26百万円

【監査役】監査役(社外監査役を除く.):10百万円、社外監査役:6百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社では、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下「決定方針」といいます。)について、代表取締役会長(欠員又は事故があるときは、代表取締役社長)及び当社から独立した立場にある社外取締役で構成する報酬委員会に諮問したうえ、取締役会において決議しております。

決定方針の内容は、本報告書の「1.「基本的な考え方」【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】【原則3-1】
(3)「取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(手続きも含む。)」に記載のとおりです。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役については取締役会の事務局が、監査等委員である社外取締役については監査等委員会の事務局が、それぞれ補佐を行うこととしており、特に、監査等委員会事務局には専任のスタッフを配置します。さらに、取締役会に付議される議案の内容については、取締役会事務局が、原則として会日の7日前を目途に資料を送付するなど、社外取締役の監督・監視機能の向上を図っています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 一名

その他の事項

当社は、2017年6月13日開催の定時株主総会において、相談役制度に関する定款規定を削除し、同制度を廃止しております。また、相談役以外の役職について、顧問規程を定めておりますが、当社の代表取締役経験者は就任できないこととしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社グループは、純粋持株会社体制を採用しており、事業執行は基本的に傘下のグループ会社が担当し、当社はグループ全体の監視・監督を主要な職務とすることで、監視・監督機能と執行機能とを分離した体制としています。

そのような体制のもと、当社は、当社及び当社グループの経営方針、経営戦略等に関わる事項や各コア事業の中期・年度経営計画につき承認する権限を保持するとともに、事業執行会社に対して適時その進捗状況に関する報告を求めるほか、一定金額以上の投資を行う場合など、グループ会社がグループ経営の観点から重要な事項を実施する場合に、事前に当社の承認を得ることを求めることなどにより、各会社を監視・監督し、グループ全体のガバナンスの向上を図っています。

そのため、上記事項については、社外取締役を加えて構成された当社取締役会を承認又は報告の場とするとともに、その前置機関として、当社グループの各コア事業の代表者等もメンバーに加えたグループ経営会議を設置しています。

また、役員の選解任の透明性の確保、社外役員間の連携等を目的として、代表取締役、常勤の監査等委員及び当社から独立した立場にある社外取締役で構成する企業統治委員会を設置するとともに、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬について具体的な報酬額の決定を取締役会の責任の下で、客観性及び透明性のある手続きによって行うことを目的として、代表取締役会長(欠員又は事故があるときは、代表取締役社長)及び当社から独立した立場にある社外取締役で構成する報酬委員会を設置しています。

なお、当社は、会社法第427条第1項及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役 井上礼之、遠藤典子、鶴由貴、島谷能成、荒木直也、石井淳蔵及び小見山道有との間で、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結しています。

さらに、当社グループでは、グループとしての総合力強化の一環として、資金調達を当社に一元化し、事業執行会社には、当社が承認した経営計画の範囲内において必要な資金が配分される仕組みの整備を推進するなど、資金面でのガバナンスの強化にも努めています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社グループは、「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」に記載のとおり、純粋持株会社体制を採用しており、事業執行は基本的に傘下のグループ会社が担当し、当社はグループ全体の監視・監督を主要な職務とすることで、監視・監督機能と執行機能とを分離した体制としております。

これに加え、当社は、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図り、さらなる企業価値向上に取り組むため、2020年6月17日開催の第182回定時株主総会における承認を得て、監査等委員会設置会社に移行しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2020年6月開催の定時株主総会招集通知は、開催日の21日前(2020年5月27日)に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	2020年6月開催の定時株主総会は、集中日の9日前(2020年6月17日)に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	当社が指定する議決権行使サイトにおいて、インターネットによる議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。 また、招集通知及び決議通知(英訳版を含む。)を当社ホームページに掲載しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知及び決議通知の英訳版を作成しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を年2回(中間・本決算)開催。社長をはじめとする役員が概要を説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書・四半期報告書、株主通信、統合報告書、月次データ、株主総会招集通知等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	グループ経営企画室に専任の担当者を置き、ご質問等に対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループでは、「『安心・快適』、そして『夢・感動』をお届けすることで、お客様の喜びを実現し、社会に貢献する」というグループ経営理念を掲げ、持続的な成長を志向するとともに、その基盤となるESG(環境・社会・企業統治)に関してもさまざまな取組を推し進めてきました。 そうした中で、2020年5月、持続可能な社会の実現に向け、当社グループの今後の取組の方向性を示すものとして「阪急阪神ホールディングスグループ サステナビリティ宣言」を策定しました。同宣言では、当社グループのESGに関する取組をさらに加速させるとともに、お客様や地域社会・株主・お取引先・従業員等のステークホルダーの皆様との信頼関係を構築しながら、事業を通じて社会課題の解決に努めていく旨を定めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動や地域・社会貢献活動については、基本方針を定め、人事総務室に専任部署を置いて、上記「サステナビリティ宣言」に沿った取組を進めております。また、主な活動実績や今後の方針・計画を示すものとして、「サステナビリティデータブック」を発行するとともに、詳細な情報を当社ホームページにも掲載しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、企業活動を行ううえで、業務の適正を確保することを重要なものと認識し、グループ全体を対象として内部統制システムを整備し、適宜見直しを行うことが必要であると考えています。

そのうち、特に、コンプライアンス経営に関する体制としては、コンプライアンス担当部署を設置し、コンプライアンス啓発マニュアルの作成・配布や、コンプライアンスに関する研修の実施により、当社及びグループ会社のコンプライアンスに関する意識の高揚を図っています。

さらに、内部通報制度として、「企業倫理相談窓口」を設置して、コンプライアンス経営の確保を脅かす事象を速やかに認識するよう努めるとともに、重大な事象が発生した場合、対処方法等を検討する委員会を速やかに設置することとしています。

なお、監査専任スタッフからなる社長直轄の内部監査部門を設置して、規程を整備したうえで、当社及びグループ会社を対象に内部監査を実施しています。

また、リスク管理体制については、当社グループにおけるリスク管理を統括する担当部署を設け、組織横断的なリスクについてはリスク管理担当部署が、各部門又は各グループ会社の所管業務に関するリスクについては各担当部門又は各グループ会社が、それぞれリスク想定・分析を行うとともに、不測の事態が発生した場合に適切な情報伝達が可能となる体制を整備することとしています。さらに、重大なリスクが具現化した場合には、社長を対策本部長とする危機対策本部を設置して、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整備することとしています。上記事項を規定するリスク管理に関する規程を制定するとともに、リスク分析やリスク対応の状況については、適時取締役会において報告を行っています。

当社グループにおける業務の適正を確保する体制の構築については、グループ各社の監査役について、監査権限を会計監査に限定せず、業務監査権限まで付与するとともに、いわゆる「内部統制システム」の構築に関する取締役会決議を行うよう、大会社に該当しないグループ各社についても指導しています。

金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の評価及び監査」制度については、規程を整備したうえで、連結ベースで選定した評価対象範囲について経営者評価を実施することで適切に対応しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コンプライアンスや企業防衛の観点から、暴力団、暴力団関係企業、総会屋その他の市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係は一切持たず、不当な要求に対しては毅然とした態度をとることとしており、その関係遮断を徹底することを基本方針としています。この方針を「内部統制システムの構築の基本方針」において規定するとともに、「阪急阪神ホールディングスグループ コンプライアンスの手引き」においても明確にし、グループ各社の役員や従業員に配付することで浸透を図っています。

さらに、具体的な取組として、平時には、弁護士、警察等の外部機関との連携を図るとともに、グループ各社が締結する契約書において、いわゆる反社会的勢力排除条項を導入することとしています。

また、グループ会社間での情報交換、各種社員研修等を通じて意識の向上・啓発に努めるほか、反社会的勢力の排除に関する地域活動や会合にも積極的に参加しています。

なお、有事の場合には、担当部署を中心に組織的な対応をとることとし、外部の専門家と連携しながら対応いたします。

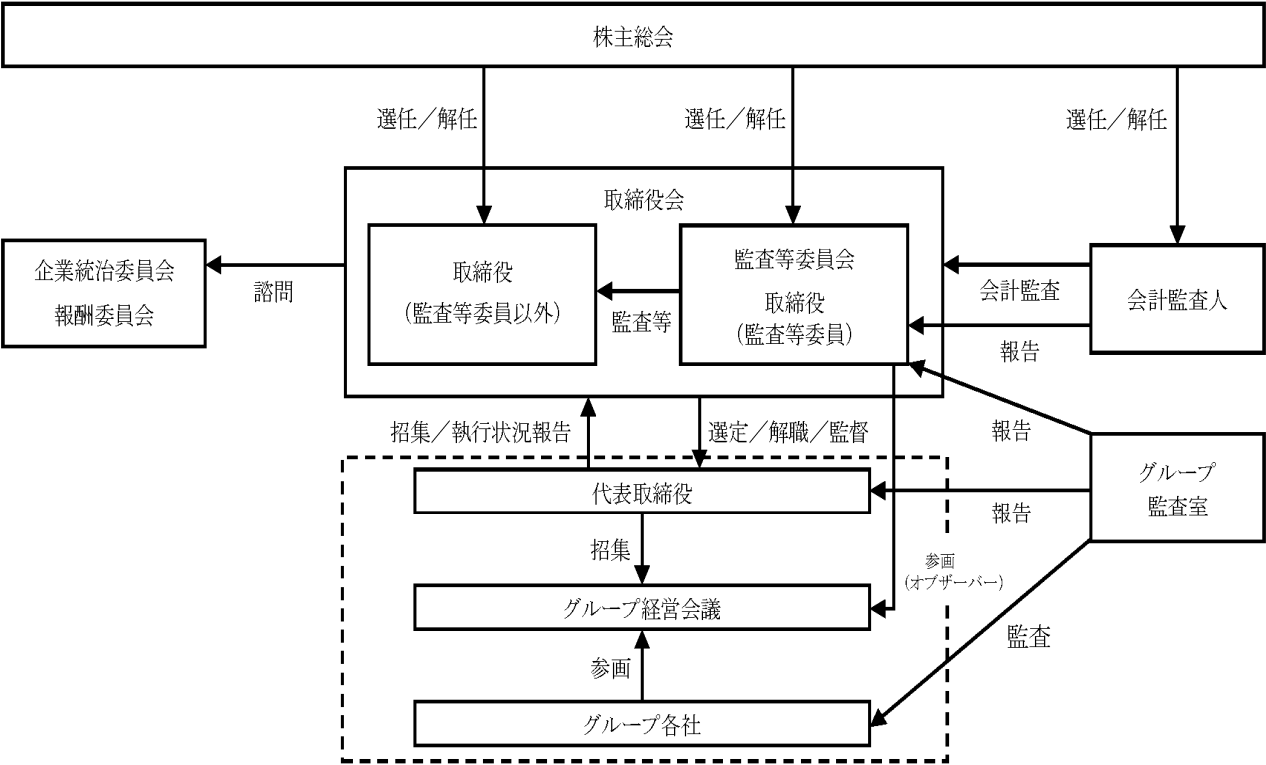
その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



【会社情報の適時開示に関する社内体制】

